

大桑村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

大桑村長

大桑村議会議長

大桑村教育委員会

大桑村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき大桑村長、大桑村議会議長、大桑村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、人事担当者等を構成員とした検討委員会を設置し、本計画の策定及び変更並びに本計画に基づく取組の実施状況、数値目標の達成状況の点検及び評価について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の

結果、女性の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応する者から順に掲げている。

【継続就業及び仕事と家庭の両立に課題】

令和7年度までに、制度利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得を10%以上とする。

【長時間勤務関係課題】

令和7年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、令和2年度実績（月8時間）から9割程度に縮減し、月7時間以下にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応する者から順に掲げている。

【継続就業及び仕事と家庭の両立に課題】

平成28年度より行っている、出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）活用に関する助言を引き続き行う。

【長時間勤務関係課題】

毎週水曜日を定時退庁日であることを周知し、その徹底のため管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。